

# 後援等名義使用申請及び承認要領

平成26年8月21日 理事会承認

## 1 趣旨

この要領は、各種団体が主催する行事等に対し、公益社団法人熊本県精神科協会（以下「協会」という。）の後援及び協賛等（以下「後援等」という。）の名義の使用申請及び承認に関し、必要な事項を定める。

## 2 後援等の使用名義

後援等において使用する名義は、「公益社団法人熊本県精神科協会」又は「（公社）熊本県精神科協会」とする。

## 3 承認の審査基準

### （1）主催者の承認審査基準

次の各号の基準のいずれかに該当すること

- ① 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体であること
- ② 公益法人又はこれに準じる団体であること
- ③ 新聞、テレビ等の報道機関であること
- ④ その他、会長が適当と認めた団体等であること

### （2）行事等の内容の承認審査基準

次の各号の基準のすべてに該当すること

- ① 協会の目的又は事業の内容に合致していること
- ② 宗教活動及び政治活動でないこと
- ③ 営利を目的としていないこと
- ④ 入場料等を徴収する場合、金額が適当であること
- ⑤ 法令等又は公序良俗に反していないこと
- ⑥ その他、会長が適当と認めたものであること

（3）会長は、上記以外に、必要に応じて、他の後援等予定団体の承認の状況、協会における過去の類似のケースの取り扱い例等を参考にして、審査を行うものとする。

## 4 承認の手続き

（1）協会の後援等の名義使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、「後援等名義使用承認申請書」（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を、原則として実施期日の1月前まで、会長に提出しなければならない。

なお、申請書の必要事項の記載がある場合、又は添付された開催要項等において必要事項が明らかな場合は、任意様式により申請ができるものとする。

（2）会長は、申請書を受理したときは、「後援等承認審査票」（別記様式第2号）により審査を行い、その審査結果も含めて出来るだけ直近の理事会に提案し、理事会はそれらを基に承認の有無を審議するものとする。審議結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

なお、理事会に提案するいとまがないときは、会長が承認の有無を決定して、速やかに申請者に通知するものとする。その結果は次回の理事会に報告するものとする。

## 5 添付書類

- (1) 申請書には、当該行事等の開催要綱・実施要領等又は計画や内容・目的等を明らかにする書類を添付するものとする。
- (2) 会長が必要と認める場合は、申請者は、併せて以下の書類を全部又は一部添付しなければならない。
  - ① 定款又は会則等
  - ② 役員等の名簿
  - ③ 当該行事等に係る収支予算書（料金徴収がある場合に限る。）

## 6 承認条件

後援等の名義使用承認条件は、下記の各項のとおりとする。

- ① 名義の使用を承認した行事等の実施に関する一切の責任は、名義の使用承認を受けたものが負うこと。
- ② 協会が使用を承認した名義は、適正な表示により広報すること。
- ③ 承認した名義は、当該行事等以外には使用しないこと。
- ④ 承認事業の内容の変更（軽微なものを除く。）があった場合には、速やかに協会に報告し、その承認を得ること。
- ⑤ 承認事業を中止または廃止する場合には、速やかに協会に報告すること。
- ⑥ 後援等の承認後に、承認の基準に該当しなくなった場合又は該当しないことが判明した場合には、当該名義使用の承認を取り消すことができること

(附則)

この要領は、平成26年8月22日より施行し、同日以降に申請のあったものから適用する。